

市町村への 償却資産（固定資産）の 申告はお済ですか？

償却資産をお持ちの方は、法令により
申告を行う義務があります。

■償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

◎事業別の主な償却資産

飲食店

暖房設備
冷凍冷蔵庫など



小売業

陳列ケース
冷蔵庫など



理美容業

理美容用いす
専用洗面設備など



農林業

ビニールハウス
暖房設備など



電気供給業

太陽光発電設備
風力発電設備など



医療・薬局業

医療用ベット
調剤機器など



工場

製造設備
配管パイプなど



建設業

パワーショベル
発電機など



申告書の提出先・お問い合わせ先

〒633-8585 桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所 税務課 固定資産税係
TEL 0744-42-9111 内線543・544

 裏面もご覧ください

評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。1月1日(賦課期日)現在の評価額を旧定率法により算出し、それぞれの全資産の合計額が決定価格となり、一品ごとに評価額から特例対象額等を考慮した額が課税標準額となります。

【評価額の最低限度】について

取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%が評価額となります。

具体的な評価額の計算方法は？

1. 令和元年5月に冷蔵庫(耐用年数6年)を¥2,000,000で取得した場合
(前年中取得の場合)

$$\text{取得金額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

$$¥2,000,000 \times 0.840 = ¥1,680,000$$

R元年分
(R2年度)
申告額

2. 平成30年5月に厨房設備(耐用年数5年)を¥3,000,000で取得した場合
(前年前取得の場合)

$$\text{取得金額} (\text{¥3,000,000}) \times \text{減価残存率} (0.815) = \text{評価額} (\text{¥2,445,000})$$

平成30年分
(R元年度)
申告額

$$\text{前年度の評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

$$¥2,445,000 \times 0.631 = ¥1,542,795$$

R元年分
(R2年度)
申告額

※減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

税額の計算方法は？

$$\text{税額} (\text{100円未満切り捨て}) = \text{課税標準額} (\text{1000円未満切り捨て}) \times \text{税率} (1.4\%)$$

※課税標準額とは評価額のことを指します。
(特例が適用される場合には、一致しないこともあります。)

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
：	：	：
5	0.815	0.631
6	0.840	0.681
7	0.860	0.720
：	：	：